

鳥取県人事委員会に提出する書類の押印の見直しに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年12月6日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第26号

鳥取県人事委員会に提出する書類の押印の見直しに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第1条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(昭和42年鳥取県人事委員会規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(審査の請求) 第2条 略 2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者が <u>記名押印し、又は署名して</u> 、正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 3 略	(審査の請求) 第2条 略 2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者が <u>記名押印して</u> 、正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 3 略

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成8年鳥取県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)の審査に関する手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とす	(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第7項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)の審査に関する手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とす

<p>る。</p> <p>(不服申立書の記載事項)</p> <p>第7条 不服申立書には、次に掲げる事項を記載し、 不服申立人が<u>記名押印し、又は署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 不服申立人が代理人によって不服申立てを行うときは、不服申立書に前項各号に掲げる事項のほか不服申立てを行う代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、不服申立人の記名押印<u>又は署名に代えて当該代理人が記名押印し、又は署名しなければならない</u>。</p> <p>3 略</p> <p>(証人の宣誓)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに<u>署名して行うものとする</u>。</p> <p>3 略</p> <p>(再審の請求の方法)</p> <p>第65条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする当事者（以下「再審請求者」という。）が<u>記名押印し、又は署名した</u>再審請求書正副各1通を、請求の理由を証明するに足りる資料を添付し、人事委員会に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>る。</p> <p>(不服申立書の記載事項)</p> <p>第7条 不服申立書には、次に掲げる事項を記載し、 不服申立人が<u>記名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 不服申立人が代理人によって不服申立てを行うときは、不服申立書に前項各号に掲げる事項のほか不服申立てを行う代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、不服申立人の記名押印に代えて当該代理人が<u>記名押印しなければならない</u>。</p> <p>3 略</p> <p>(証人の宣誓)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに<u>署名押印して行うものとする</u>。</p> <p>3 略</p> <p>(再審の請求の方法)</p> <p>第65条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする当事者（以下「再審請求者」という。）が<u>記名押印した</u>再審請求書正副各1通を、請求の理由を証明するに足りる資料を添付し、人事委員会に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
---	---

(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第3条 職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成10年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第8条第8項及び第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第8条第7項及び第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置</u></p>

<p>の要求（以下「措置要求」という。）及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>の要求（以下「措置要求」という。）及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(措置要求書の記載事項)</p> <p>第6条 措置要求書には、次に掲げる事項を記載し、措置要求者が<u>記名押印し、又は署名しなければならない</u>。ただし、代理人によって措置要求をするときは、その旨を併せて記載するとともに、措置要求者の記名押印<u>又は署名</u>に代えて当該代理人が<u>記名押印し、又は署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(措置要求書の記載事項)</p> <p>第6条 措置要求書には、次に掲げる事項を記載し、措置要求者が<u>記名押印しなければならない</u>。ただし、代理人によって措置要求をするときは、その旨を併せて記載するとともに、措置要求者の記名押印に代えて当該代理人が<u>記名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。